

第4章 環境施策

基本目標1

里山の恵みを守り育てるまち ～自然共生社会の実現～

施策展開の方針

本市には、東部丘陵に代表される里山をはじめ、木曽川・五条川・郷瀬川などの河川、数多くあるため池などの多様な緑や水辺があり、それらは大気の浄化や水を蓄える機能を有するほか、動物の生息や植物の生育環境など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全することが必要です。また、里山や河川などの自然資源と、国宝犬山城をはじめとした歴史資源の要素が調和した景観形成を目指します。

そのため、これらの大切な自然を次世代へと引き継ぎ「自然と人が共生するまち」を実現するために、樹林地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取り組みを展開します。

また、犬山里山学センターが拠点となり、市民が自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。



市民の取組

- 水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持ちます。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 外来生物等の地域の生態系に影響を与える動植物について、繁殖・拡大の抑止に努めます。
- 自然を大切に、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加します。
- 積極的に節水に取り組みます。
- 油を流さないなど、家庭でできる生活排水対策を実践します。
- 下水道や農業集落排水整備区域では、処理施設へ接続します。
- 下水道や農業集落排水整備区域外では、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換します。

事業者の取組

- 事業所や工場周辺の動植物が生息する自然環境に配慮し、保全活動や対策を進めます。
- 開発行為を実施する際は、地域の自然環境の保全に配慮します。
- 自然を大切に、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力します。
- 法令に基づく排水処理対策を遵守します。
- 積極的に節水に取り組みます。
- 肥料は適正量を使用します。

里山の保全活動（人材育成講座）



市の取組

個別目標（1）里山の保全

施策① 里山（洞）の保全

本市の原風景とも言える里山環境の保全のため、農業従事者、市民との協働により適切な維持管理に努め、自然の豊かさを実感できる環境を維持するとともに、田畑や農村景観との調和を図ります。また、里山を人と自然がふれあい、親しむ場として活用します。

関連する取組 1-1、1-2、1-3、1-8

施策② 農地、森林・里山林の保全

森林環境譲与税を活用して農地や森林を保全し、雨水の貯留や涵養能力、大気浄化、動植物の生息・生育空間などの公益的機能を保全するとともに、農地におけるイノシシ等の有害鳥獣による被害防止を図ります。また、森林など自然環境を貴重な地域資源として、市民の環境学習の場として親しまれる存在となるよう、市内外に積極的に周知を行います。

関連する取組 1-3、1-4、1-5、1-6、1-8

施策③ ため池・河川、水辺の保全・活用

市内のため池や河川などの身近な水辺やビオトープを適切に維持管理し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努め、自然のなかの水環境の保全に努めるとともに、イベントや講座等で市民や事業者へ周知・啓発を行います。

関連する取組 1-7、1-8

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
①②③	里山等に生息・生育する動植物の 保全活動の参加者数	812名/年	900名/年	1,000名/年
①②	森林保全のための整備活動への 参加者数	334名/年	360名/年	400名/年
①②	東海自然歩道利用者数 (入込調査 8日/年)	504名	550名	600名
①②	有害鳥獣による被害農地面積	37,300㎡	31,100㎡	26,700㎡

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
1-1	里山をはじめ、森林に生息・生育する動植物の保全を行います。	環境課
1-2	里山に触れ合う体験・学習等を実施することで自然に親しむ機会を増やします。	環境課
1-3	森林環境譲与税を活用し、市民が行う森林保全のための整備活動を支援します。	産業課 環境課
1-4	「飛騨木曾川国定公園」や「東海自然歩道」など、里山の魅力をイベントやホームページ等により市内外へ発信し、積極的にPRを行います。	観光課 環境課
1-5	農業従事者、土地所有者、市民と連携を図りながら、農地（水田）の保全や遊休農地の利活用を図ります。	産業課
1-6	有害鳥獣による被害を防止するため、地域や関係機関と連携しながら、防除対策を推進します。	産業課
1-7	河川やため池などで行う公共工事では、事前に生息・生育する生物及びその環境を調査するなど周囲の自然環境の現状を把握し、生物等に配慮するとともに必要な対策を講じた上で事業を行います。	土木管理課 整備課 環境課
1-8	里山やため池等の自然資源を保全するとともに、犬山城等の歴史的・文化的遺産である歴史資源についても保存、活用し、両資源が調和したまちづくりを推進します。	都市計画課 歴史まちづくり課 環境課

個別目標（２）生物多様性の保全

施策④ 動植物の生息・生育環境の保全

市内の里山には、多種多様な動植物が生息・生育しています。希少な動植物をはじめとする動植物の生息・生育調査により実態を把握し、その結果をもとに生物多様性の保全に向けた施策の実施に努めるとともに、ビオトープの維持管理に努めます。

また、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。

関連する取組 1-9、1-10、1-12

施策⑤ 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

生物多様性を保全し、次世代へ継承していくためには、生物多様性やその恵みについて理解を得ることが必要です。

そのため、犬山里山学センターが拠点となり、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

関連する取組 1-10、1-11、1-13、1-14

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
④	動植物の生息調査の実施回数	4回/年	4回/年	4回/年
④⑤	里山等に生息・生育する動植物の 保全活動の参加者数	812名/年	900名/年	1,000名/年
④⑤	観察会等の参加者数	124名/年	130名/年	150名/年
④⑤	外来種駆除活動の実施回数 及び参加者数	1回/年 23名	2回/年 50名	3回/年 100名

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
1-9	生物の多様性を保全するために、市内に生息・生育する希少種を中心とした動植物の生息・生育調査により実態を把握し、適切な保全措置を行うとともに、ビオトープの維持管理に努めます。	環境課
1-10	市民や地域、環境団体等の協力を得ながら、希少な動植物の生息・生育の保全を行います。	環境課
1-11	生物多様性に大きな影響を与える大規模開発行為などに対して、環境保全対策を講じるように指導します。	環境課
1-12	外来種に関する情報を発信し、外来種の侵入・拡散の防止について周知・啓発に努めるとともに、市民や活動団体と協働により防除活動に取り組みます。	環境課
1-13	里山環境、貴重な自然や生物についての市民の理解を深めるため、自然観察イベントなどを開催します。	環境課
1-14	生物多様性保全の重要性について情報発信を行い、市民、事業者の意識の向上と、自発的な保全活動への取り組みを促します。	環境課

在来種保護と外来種駆除（おさかなレスキュー）



個別目標（3）健全な水循環系の構築

施策⑥ 健全な水循環系の維持・回復に向けた取組の推進

河川の流量維持や地下水・湧水の保全のため、雨水の貯留やかん養能力を持つ森林や農地などの保全を図ります。また、犬山市は尾張地域において河川上流域に位置しており、地理的条件を活かした水循環の健全化や水質浄化など、流域における水循環系の維持と回復に向けた取組を推進します。

関連する取組 1-15、1-22

施策⑦ 良好な水環境の維持

河川に流入する汚濁負荷を減少させるため、家庭からの生活排水の適切な処理を推進します。また、犬山市内を流れる主要な河川の水質調査とともに、愛知県及び周辺流域の市町と連携して流域での水質調査も行います。

関連する取組 1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
⑥	河川 BOD 環境基準達成率	100%	100%	100%
⑦	公共下水道人口普及率	68.6%	72.3%	74.8%

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
1-15	みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能などを有している水田などの農地や森林の保全を図ります。	産業課 環境課
1-16	生活排水による汚濁負荷の削減のための指導・PRを推進します。	環境課
1-17	家庭でできる生活排水対策を支援するため、広報紙、ホームページ等を通じた情報提供の充実を図ります。	環境課

	取組内容	担当部署
1-18	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導します。	環境課
1-19	下水道施設の維持管理を実施し、安定した処理を行います。	下水道課
1-20	下水道整備区域では、下水道施設への接続を促進します。	下水道課
1-21	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	環境課
1-22	イベント活動などを通じて、水資源や水循環への関心が高まるよう働きかけます。	環境課

基本目標2

限りある資源を有効に利用するまち ～循環型社会の実現～

施策展開の方針

有限な資源を有効に活用するため、人の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどを資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していく必要があります。そのために、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減するシステムの構築が重要です。

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、ごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、繰り返し使うこと（再使用：リユース）、資源として再生利用すること（再資源化：リサイクル）を推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能です。

これまでの3Rの推進により、ごみの総排出量は減少していますが、市民1人1日当たりのごみの排出量は横ばい傾向にあります。そのため、より一層のごみ減量に向けて、食品ロスの削減の呼びかけなどをはじめ、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、世界的な問題となっている海洋プラスチックの拡散防止に向けて、愛知県と連携しながら、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取り組みを強化します。



市民の取組

- 長く使えるもの、資源化しやすいものを購入します。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- マイバックを活用し、レジ袋の削減に努めます。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- 積極的なリサイクルに努めます。
- ごみの分別を徹底します。
- 資源物の回収活動に参加します。

事業者の取組

- 長く使えるもの、資源化しやすいものを製造します。
- 事業活動では環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- 事業活動によるごみと資源物は自らの責任で正しく処理します。
- 資源にできるものは主体的に回収します。

市民への啓発（クリーンキーパー研修）



市の取組

個別目標（４）３Ｒの推進

施策⑧ 食品ロス等ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、発生抑制、再使用、再資源化による３Ｒ推進のための情報を継続して提供します。

フードドライブやシェア活動等により食品ロスを削減するとともに、食品廃棄物の発生抑制の取り組みを推進するために、市民や事業者と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

関連する取組 2-1、2-2、2-3、2-4、2-7、2-8

施策⑨ 再資源化の推進と脱プラスチック

再資源化をより一層進めていくために、ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者提供し、分別排出の徹底を図ります。

また、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行っていきます。

関連する取組 2-1、2-2、2-5、2-6、2-8

施策⑩ 適正なごみ処理体制の確保

ごみの収集運搬作業の効率を高め、また環境に与える影響を低減するために、収集方法や収集ルートなど収集運搬方法の合理化について研究します。

また、新ごみ処理施設の建設をはじめ、適正なごみ処理体制を確保していきます。

関連する取組 2-6、2-9、2-10、2-11、2-12

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
⑧⑨	ごみアプリの閲覧数	82,003回/年	100,000回/年	126,000回/年
⑧⑨	臨時エコステーション 開設数	3回/月	4回/月	6回/月

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
2-1	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進します。	環境課
2-2	レジ袋削減や過剰包装等についての啓発を行い、ごみの削減を推進します。	環境課
2-3	生ごみの発生と排出を減らすため、生ごみの水切りについての周知や、生ごみ処理機の普及に努めます。	環境課
2-4	家庭や飲食店等に対し、ごみを出さない買い物の仕方や調理方法、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスの削減を推進します。	環境課
2-5	県や事業者と連携しながら、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進を図ります。	環境課
2-6	ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進します。	環境課
2-7	フードドライブやシェア活動等により食品ロスの削減を推進します。	環境課
2-8	ごみ減量説明会や施設見学会を実施し、より多くの人々が廃棄物の削減に対する理解を深める機会を提供します。	環境課
2-9	安全で安定したごみ処理を行います。	環境課
2-10	分別品目、最適な収集区割や収集ルートの見直しを行い、安定したごみ収集を行います。	環境課
2-11	高齢者世帯の増加や人口減少など今後の社会情勢を踏まえ、収集方法についての検討を継続的に行います。	環境課
2-12	新ごみ処理施設の建設に向け、2市2町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）で構成する尾張北部環境組合が事業推進に取り組みます。	環境課

基本目標3

安心して快適に暮らせるまち ～安全・安心社会の実現～

施策展開の方針

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

また、生活騒音など、住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあることから、市民のマナー向上・法令遵守に向けた取組を進めます。

本市では、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を中心に取り組みを進めてきたところですが、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への取り組みも必要となるため、気候変動に対する住環境への対策についても検討します。

気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを図っていきます。



市民の取組

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- 近隣に迷惑がかからないように、所有している土地や建物を適切に管理します。
- エコドライブやアイドリングストップに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転はしません。
- 自動車は、低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車の購入を心掛けます。
- 生活環境を守るため法令を遵守し、家庭ごみの野焼きや不法投棄などの違法な行為を無くします。
- 不法投棄や不正な埋め立て行為を見つけたときは市に通報します。
- 公共下水道の供用開始区域内では、下水道へ接続します。
- 単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- ペットを適正に管理し、最期まで責任を持って飼います。
- 緑のカーテンを設置し、日差しを和らげるなど緑を活かした省エネに努めます。
- 災害への備えを確認します。
- 自宅に雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置し、雨水を一時的に貯留します。

事業者の取組

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、光害（電灯等の照明による健康被害や農作物被害）などの防止に努めます。
- 法令に基づく排水基準を遵守します。
- 公害防止協定の締結等により、自主的な環境配慮を進めます。
- 周辺住民などから苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- エコドライブやアイドリングストップに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転はしません。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- 災害への備えを確認します。
- 敷地内に雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置し、雨水を一時的に貯留します。
- 事業所内において地域の環境に影響を与える事故等が発生した場合、直ちに情報を発信し、事実の周知に取り組むとともに、再発防止を徹底します。

市の取組

個別目標（５）安全・安心な生活環境の保全

施策⑪ 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施や住民との対話による相互理解など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

関連する取組 3-1、3-2、3-3、3-5

施策⑫ 監視、測定の実施

水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

関連する取組 3-4、3-6

施策⑬ まちの美化・不法投棄対策の推進

ごみの散乱を防止するため、環境美化に対する市民・事業者のモラルを向上させるとともに、地域によるまちの美化の取り組みとして、クリーンタウン犬山推進事業等の環境美化活動を実施し、散乱ごみの少ないきれいなまちを目指します。また、不法投棄等の発生抑止の対策を推進します。

関連する取組 3-7、3-8、3-9、3-10、3-11

施策⑭ 公園の整備・維持管理、緑化の推進

身近なみどりとのふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の活力を活用した維持管理の拡大・普及を図るほか、市民などによる公共施設や道路の緑化活動を支援し、市街地においても緑豊かな景観づくりに努めます。

関連する取組 3-12、3-13、3-14

施策⑮ 桜の維持管理と遊歩道の活用

市内の桜について、生育する場所に応じ、安全を最優先とし、景観に配慮した維持管理を行います。また、市民の憩いの場として中島池を桜の拠点として整備するほか、遊歩道の活用について周知・啓発をします。

関連する取組 3-15、3-16、3-17

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
⑪⑫	自動車騒音基準達成率	97.3%	99.8%	99.8%
⑬	クリーンタウン犬山推進事業参加団体数	230 団体	300 団体	360 団体
⑬	集積場等への監視カメラ設置台数（累積）	89 台	250 台	350 台
⑭	緑化に関するイベント・講座等の 参加人数	229 名/年	250 名/年	280 名/年
⑮	桜の拠点数（累積）	0 箇所	1 箇所	2 箇所

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
3-1	公害の発生を未然に防止するため、工場等の設置に際しては、関係法令を踏まえた事前協議を行います。	環境課
3-2	生活環境を保全するため、工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導を行います。	環境課
3-3	生活騒音など暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を実施します。	環境課
3-4	自動車による騒音を把握するために、騒音測定を行います。	環境課
3-5	事業者に対して、適切な廃棄物処理を行うよう指導します。	環境課
3-6	水質、騒音などの測定を行い、測定結果を公表します。	環境課

取組内容		担当部署
3-7	犬山市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例に基づき、ごみのポイ捨て等に対する周知・啓発を実施するとともに、自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止を推進します。	環境課
3-8	自らのごみは自らが処理するという意識啓発のため、ごみの持ち帰りについて積極的にPRします。	環境課
3-9	犬山市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、禁止区域での喫煙者を指導します。	環境課
3-10	不法投棄の防止策として、集積場への監視カメラの設置やパトロールの強化、道路等の不法投棄されやすい場所への警告看板の設置など、県や警察とも協力関係を強化して、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。	環境課 土木管理課
3-11	犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例に基づき、土地所有者に対し、空き地の適正管理を指導します。	環境課
3-12	公園やちびっこ広場などの日常管理を地元町内会や市民ボランティアと協働して行い、住民の公園に対する愛着を高めます。	土木管理課
3-13	あいち森と緑づくり補助事業による生け垣や壁面・屋上緑化など、民有地の緑化を広報紙などでPRし、景観に配慮した緑化の推進に努めます。	環境課
3-14	新規の住宅団地や工業団地の整備にあたっては、地区計画制度や緑地協定などを活用し、緑化の推進を図ります。	環境課 都市計画課
3-15	市内の道路や公園等の桜について、安全を最優先に、景観に配慮した維持管理を行います。また、診断等による点検を行い、必要に応じて剪定等を実施します。	環境課 整備課 土木管理課
3-16	市民の憩いの場となるよう桜の拠点整備を推進します。	環境課
3-17	遊歩道を自然と触れ合う場としてPRをし、市民の健康に繋がります。	環境課 健康推進課

自動車騒音の測定



不法投棄の防止



個別目標（6）気候変動適応策の推進

施策⑯ 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨に対応するため、河川整備とともに雨水の貯留、浸透及び利用の推進や都市下水の排水能力の強化など市内の水害対策や土砂災害対策を進めます。

また、各種ハザードマップの周知など、市民の自助・共助による防災意識の高揚を図ります。

関連する取組 3-18、3-19、3-20、3-24

施策⑰ 健康被害対策の推進

気温が上がることで、熱中症や食中毒のリスクが高まることから、市民に向けて熱中症予防に関する情報を発信するなどの普及、啓発を行います。

関連する取組 3-21、3-22、3-23、3-24

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
⑯	下水道事業による調整池の整備箇所数（累積）	2箇所	2箇所	3箇所
⑰	熱中症に関する啓発活動の実施回数	6回/年	8回/年	10回/年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
3-18	みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能などを有している水田などの農地や樹林の保全を推進します。	産業課
3-19	市街地における雨水貯留浸透施設及び調整池などの排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進し、防災や減災に対するレジリエンス（適応力・回復力）向上を図ります。	整備課 土木管理課 防災交通課
3-20	各種ハザードマップの周知に努め、市民の防災意識の高揚と避難行動への活用を図ります。	防災交通課

	取組内容	担当部署
3-21	屋上緑化や緑のカーテンにより室内温度を下げるなど、緑を活用した熱中症対策の推進に努めます。	環境課 健康推進課
3-22	熱中症の発生を抑制するため、市民や事業者に対し注意喚起を行います。	健康推進課 消防本部
3-23	感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	健康推進課
3-24	気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、気候変動適応に関する施策について検討し、推進します。	防災交通課 環境課